

議案第 4 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 管理者の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定にかかわらず、管理者が医師である場合は、前項に掲げる手当のほか、特殊勤務手当を支給することができる。

(給料)

第3条 管理者の給料の額は、月額65万円とする。

2 給料の支給については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第4条 管理者の期末手当の支給については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の適用を受ける市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）の例による。

(退職手当)

第5条 管理者が退職した場合には、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、管理者の任期ごとに支給する。

3 退職手当の額は、退職した日における給料月額に管理者としての在職年数を乗じて得た額に、100分の200を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給については、市長及び副市長の例による。

(特殊勤務手当)

第6条 管理者の特殊勤務手当の支給については、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置）
- 2 平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間（次項において「特例期間」という。）に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。